

| （別紙1） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 | | | |
|-------------------------------------|--------------|----------------|---|
| 提供先 No. | 提供先 | 法令上の根拠 (項番) | 提供先における用途 |
| 1 | 厚生労働大臣 | 1 | 健康保険法(大正11年法律第70号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの |
| 2 | 全国健康保険協会 | 2 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの |
| 3 | 健康保険組合 | 3 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの |
| 4 | 厚生労働大臣 | 5 | 船員保険法(昭和14年法律第73号)第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの |
| 5 | 全国健康保険協会 | 7 | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの |
| 6 | 都道府県知事 | 11 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの |
| 7 | 都道府県知事 | 13 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの |
| 8 | 市町村長 | 14 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第16条で定めるもの |
| 9 | 都道府県知事又は市長村長 | 20 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの |
| 10 | 市町村長 | 25 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施に関する事務であって第27条で定めるもの |
| 11 | 都道府県知事 | 38 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律第123号)による入院措置に関する事務であって第40条で定めるもの |
| 12 | 都道府県知事等 | 42 | 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの |
| 13 | 市町村長 | 48 | 地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの |

| | | | |
|----|--------------------------------------|----|---|
| 14 | 都道府県知事 | 49 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの |
| 15 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 53 | 公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの |
| 16 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 56 | 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付の支給に関する事務であって第58条で定めるもの |
| 17 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 58 | 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの |
| 18 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 59 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの |
| 19 | 国家公務員共済組合 | 65 | 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの |
| 20 | 国家公務員共済組合連合会 | 66 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの |
| 21 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 69 | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの |
| 22 | 厚生労働大臣 | 72 | 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって第74条で定めるもの |
| 23 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市長村長 | 76 | 住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの |
| 24 | 都道府県知事等 | 81 | 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの |
| 25 | 地方公務員共済組合 | 83 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの |
| 26 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 84 | 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの |
| 27 | 市町村長 | 86 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの |
| 28 | 市町村長 | 87 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの |

| | | | |
|----|--|-----|---|
| 29 | 都道府県知事 | 88 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの |
| 30 | 都道府県知事又は市町村長 | 89 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの |
| 31 | 都道府県知事等 | 90 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの |
| 32 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 91 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの |
| 33 | 都道府県知事等 | 92 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの |
| 34 | 市町村長 | 96 | 母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの |
| 35 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 98 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第100条で定めるもの |
| 36 | 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。) | 106 | 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの |
| 37 | 後期高齢者医療広域連合 | 115 | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの |
| 38 | 厚生労働大臣 | 118 | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定めるもの |
| 39 | 都道府県知事等 | 125 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年4月6日法律第30号)による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの |
| 40 | 厚生労働大臣 | 129 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの |
| 41 | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 | 130 | 平成八年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの |
| 42 | 市町村長 | 131 | 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第133条で定めるもの |
| 43 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 137 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの |

| | | | |
|----|--------------------------|-----|--|
| 44 | 厚生労働大臣 | 138 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの |
| 45 | 独立行政法人農業者年金基金 | 140 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの |
| 46 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 141 | 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの |
| 47 | 厚生労働大臣 | 142 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの |
| 48 | 都道府県知事又は市町村長 | 144 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの |
| 49 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 151 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの |
| 50 | 厚生労働大臣 | 152 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの |
| 51 | 市町村長 | 155 | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの |
| 52 | 厚生労働大臣 | 156 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの |
| 53 | 都道府県知事 | 158 | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの |

番号法第19条第1号、第9号及び第13号に定める事務

| 提供先 No. | 提供先 | 法令上の根拠 (項番) | 提供先における用途 |
|---------|---|-------------|----------------------------|
| 54 | 給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者) | 番号法第19条第1号 | 給与特別徴収税額決定情報の把握 |
| 55 | ・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を經由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会 | 番号法第19条第1号 | 年金特別徴収税額決定情報の把握 |
| 56 | 地方税共同機構 | 番号法第19条第1号 | 納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため |
| 57 | 国税庁長官 | 番号法第19条第8号 | 所得税の更正決定 |
| 58 | 市長村長 | 番号法第19条第12号 | 個人住民税の賦課(住登外者の二重課税防止) |

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3に定める事務

| 提供先 No. | 提供先 | 法令上の根拠 (項番) | 提供先における用途 |
|---------|----------|-------------|--|
| 59 | 郡山市教育委員会 | 4 | 学校保健安全法(昭和33年5月10日法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの |
| 60 | 郡山市教育委員会 | 5 | 就学援助に関する事務であって規則で定めるもの |
| 61 | 郡山市教育委員会 | 6 | 郡山市奨学資金給与条例(昭和42年3月16日郡山市条例第17号)による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの |
| 62 | 郡山市教育委員会 | 7 | 郡山市篤志奨学資金給与条例(昭和49年9月30日郡山市条例第37号)による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの |
| 63 | 郡山市教育委員会 | 8 | 特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの |

| (別紙2) 番号法別表に定める事務 | | | |
|-------------------|-------------|-------------|--|
| 移転先 No. | 移転先 | 法令上の根拠 (項番) | 移転先における用途 |
| 1 | 保健福祉部障がい福祉課 | 9 | 健康保険法(大正11年法律第70号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの |
| 2 | こども部保育課 | | |
| 3 | こども部こども家庭課 | 10 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 4 | 保健所保健・感染症課 | 14 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 5 | 保健福祉部生活支援課 | 23 | 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 6 | 税務部収納課 | 24 | 地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 7 | 建設交通部住宅政策課 | 27 | 公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 8 | 市民部国民健康保険課 | 44 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第16条で定めるもの |
| 9 | こども部こども家庭課 | 56 | 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 10 | 保健福祉部健康長寿課 | 61 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 11 | こども部こども家庭課 | 63 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 12 | こども部こども家庭課 | 64 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|----|-------------|-----|---|
| 13 | 保健福祉部障がい福祉課 | 66 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 14 | 保健福祉部障がい福祉課 | 67 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 15 | こども部こども家庭課 | 70 | 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 16 | こども部こども家庭課 | 81 | 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 17 | 市民部国民健康保険課 | 85 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの |
| 18 | 税務部収納課 | | |
| 19 | 保健福祉部生活支援課 | 95 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年4月6日法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 20 | 保健福祉部介護保険課 | 100 | 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって第74条で定めるもの |
| 21 | 保健所保健・感染症課 | 105 | 住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの |
| 22 | 保健福祉部障がい福祉課 | 117 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2号別表第2に定める事務

| 移転先 No. | 移転先 | 法令上の根拠 (項番) | 移転先における用途 |
|---------|----------------|-------------|--|
| 23 | 市民部国民健康保険課 | 8 | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 24 | 保健所保健・感染症課 | 11 | 健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 25 | 保健福祉部障がい福祉課 | 12 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの |
| 26 | 保健福祉部生活支援課 | 15 | 生活保護法による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの |
| 27 | 保健福祉部障がい福祉課 | 16 | 郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年3月22日郡山市条例第9号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 28 | 保健福祉部障がい福祉課 | 17 | 郡山市特定疾患患者福祉手当条例(昭和50年3月27日郡山市条例第13号)による特定疾患患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 29 | 保健福祉部障がい福祉課 | 18 | 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する児童で第一子のものの保護者に対する利用者負担額に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 30 | 保健福祉部障がい福祉課 | 19 | 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度及び中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入等に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 31 | 保健福祉部地域包括ケア推進課 | 20 | 介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 32 | 保健福祉部介護保険課 | 21 | 介護保険法による介護サービスに対する利用者負担額を軽減するために実施する助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 33 | 保健福祉部地域包括ケア推進課 | 22 | 日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活用品の購入費用の助成を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 34 | こども部こども家庭課 | 23 | 郡山市こども医療費の助成に関する条例(昭和48年9月13日郡山市条例第42号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |

| | | | |
|----|--------------|----|--|
| 35 | こども部こども家庭支援課 | 24 | 郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年3月28日郡山市条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 36 | 保健所保健・感染症課 | 25 | 児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 37 | こども部保育課 | 26 | 私立幼稚園就園奨励費補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 38 | こども部保育課 | 27 | 私立幼稚園の園児で第一子のももの保護者に対する保育料に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 39 | こども部保育課 | 28 | 認可外保育施設を利用する児童で第一子のももの保護者に対する保育料に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |